

犬の飼い主は犬の登録と狂犬病予防注射が必要です

狂犬病予防法により、**生後91日以上**の犬の飼育者は「**犬の登録**」（生涯に**1回のみ**）と「**狂犬病予防注射**」（**毎年**）を必ずしなければなりません。

町では**畜犬の登録は随時**、狂犬病予防注射については**毎年度5月に集合注射**を実施しています。※集合注射の巡回場所についての詳細は広報お知らせ版でご確認ください。

なお、5月の集合注射以降に生後91日以上に達した犬は、達した日から30日以内に登録と予防注射を行わなければなりませんので町民生活課生活環境係（62-1151）までお問い合わせ下さい。

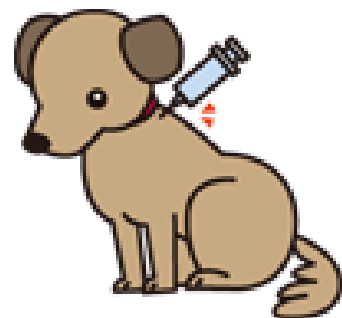
● **登録手数料** 一頭につき **3,000円**（登録済の犬は必要ありません）

● **注射料金** 一頭につき **3,110円**（鑑札代**550円**を含みます）

● その他（集合注射時の注意事項）

- ・ 5月上旬に町民生活課から郵送される狂犬病予防注射済証（登録者のみ送付しています）は必ず持参してください。
- ・ 料金支払いの際は、つり銭のないようご協力願います。
- ・ 集合注射の際に犬の新規登録も出来ます。

※「**転出**」、「**死亡**」の際は、必ず町民生活課生活環境係（62-1151）までご連絡下さい。



問い合わせ先

清水町役場町民生活課生活環境係

・所在: 〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地

・電話: 0156-62-1151(直通) FAX: 0156-62-6665

・E-mail: eisei@town.shimizu.hokkaido.jp